

第 1 章 計画策定の背景

(1)男女共同参画を巡る国際的な動き

- ①1975 年（昭和 50 年）、国連はこの年を「国際婦人年」、翌年からの 10 年を「国連婦人の 10 年」とし、あらゆる女性差別の撤廃と男女平等社会の実現に向けて、世界各国が取り組むことを提唱し「世界行動計画」が採択され、1979 年（昭和 54 年）には「女子差別撤廃条約」を採択しました。
- ②1995 年（平成 7 年）、北京において第 4 回世界女性会議が開催され、女性に対する暴力、女性の地位向上のための制度的な仕組みなど 12 の重点領域を定め、戦略目標と各国がとるべき行動が盛り込まれた国際的指針「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。2000 年（平成 12 年）6 月には、ニューヨークでの国連特別総会「女性 2000 年会議」において、21 世紀の男女平等社会実現のための行動を示した「成果文書」を採択しました。
- ③2005 年（平成 17 年）に開催された「北京+10」（第 49 回国連婦人の地位委員会）の宣言では、「北京宣言及び行動綱領」及び国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果文書が再確認され、その実施状況・見直しを行うとともに、更なる実施に向けた戦略や今後の課題について協議され、女性の自立と地位向上に向けた取組を引き続き推進していくことが確認されました。
- ④2006 年（平成 18 年）には、東アジア男女共同参画担当大臣会合が東京で開催され、16 カ国 2 国際機関が出席し、共同コミュニケを採択しました。
- ⑤2011 年（平成 23 年）1 月には、既存のジェンダー 4 機関であるジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAG I）、女性の地位向上部（DAW）、国連婦人開発基金（UNIFEM）、国際婦人調査訓練研究所（INSTRAW）を統合し、「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国際機関（UNWomen）」として新たな機関が発足し、活動が開始されました。
- ⑥2012 年（平成 24 年）3 月、第 36 回国連婦人の地位委員会において我が国が提出した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案を採択しました。
- ⑦2015 年（平成 27 年）3 月、第 59 回国連婦人の地位委員会（北京+20）が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と第 23 回国連特別総会「女性 2000 年会議」成果文書の実施状況及び評価が議論され、女性に対する暴力の防止や教育の機会の充実などを求めた「北京宣言と行動綱領」を全面実施する決意を再確認しました。

(2)国内の動き

- ①昭和 50 年（1975 年）総理府に「婦人問題企画推進本部」を設置、昭和 52 年（1977 年）に「国内行動計画」を策定し、女性問題への本格的な取組がスタートしました。

- ②昭和 60 年（1985 年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）の批准を契機に、昭和 61 年（1986 年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）が施行されました。
- ③その後、平成 4 年（1992 年）に「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）その他の法整備が進みました。
- ④平成 11 年（1999 年）、男女共同参画社会の実現のための基本法となる「男女共同参画社会基本法」が制定されました。この法律は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することが出来る男女共同参画社会の実現のため、国や地方公共団体、国民の責務を定めています。
- ⑤平成 12 年（2000 年）には、基本法に基づく我が国初の法定計画となる「男女共同参画基本計画」が策定され、既存のあらゆる社会システムに男女共同参画の視点を反映させることが重要としました。
- ⑥平成 13 年（2001 年）4 月には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が制定され、平成 16 年（2004 年）には、都道府県に基本計画の策定が義務づけられたほか、配偶者からの暴力の定義が精神的な暴力・性的暴力も含むものとして拡大されるとともに、市町村に基本計画の策定が努力義務と位置付けられたほか、更に保護命令制度が拡充されました。
- ⑦平成 17 年（2005 年）「男女共同参画社会基本計画」の第 2 次の計画が、平成 22 年（2010 年）には、平成 32 年（2020 年）までを見通した長期的な政策の方向性などを示した第 3 次の計画が策定されました。
- ⑧平成 23 年（2011 年）、3 月 11 日に東日本大震災が発生したことにより、避難所運営や災害備蓄品などについて多くの問題点が指摘され、男女共同参画の視点を持った防災対策が重要課題として再認識されました。
- ⑨平成 25 年（2013 年）6 月、女性の活躍促進が日本の再興戦略の中核として位置付けられ、以降、指導的地位への女性の参画促進、女性の再就職に向けた保育所整備等の取組が推進されました。
- ⑩平成 27 年（2015 年）8 月、女性の採用・登用・能力開発等のための行動計画策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が可決・成立、9 月に施行されました。
- ⑪平成 27 年（2015 年）12 月、平成 37 年度（2025 年度）末までの「基本的な考え方」並びに平成 32 年度（2020 年度）末までに実施する施策の基本的な方向性と具体的な取組をとりまとめた第 4 次男女共同参画基本計画が策定されました。
- ⑫令和 2 年（2020 年）7 月 1 日、内閣総理大臣を本部長、全国務大臣を構成員とする「すべての女性が輝く社会づくり本部」において、「女性活躍加速のための重点方針 2020」を決定し、基本的な考え方として、○女性に対する暴力の根絶に向けた取組や困難に直面する女性への支援の充実、○女性活躍推進のための自主的な取組や地域の実情に応じた取組の後押し、○仕事と育児・介護等を両立できる環境整備及び社会全体で

の意識改革の推進、〇あらゆる施策における男女共同参画・女性活躍の視点の反映 を発表し、具体的な各課題への取組をスタートしました。

(3)京都府の動き

- ①京都府では、男女共同参画社会基本法（平成 11 年施行）に基づく法定計画として「新 KYO のあけぼのプランー京都府男女共同参画計画ー」（計画期間：平成 13～22 年度）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた京都府の施策の基本的方向を明らかにするとともに、平成 16 年（2004 年）4 月 1 日には男女共同参画の推進に関する基本理念、府、府民及び事業者の責務及び府の基本的施策等を定めた「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。
- ②平成 23 年（2011 年）には、「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」（計画期間：平成 23～令和 2 年度）を策定し、諸事業をスタートさせました。また 11 月には、公労使のオール京都体制でワーク・ライフ・バランスに取り組む拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設し、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度により、企業の実情に応じた仕事と子育て・介護との両立支援策等の導入を促進することになりました。
- ③平成 27 年（2015 年）3 月、経済団体と行政（京都府・京都市・京都労働局）が連携して、京都における女性の活躍を加速化させるための推進組織「輝く女性応援京都会議」が発足しました。
- ④平成 27 年（2015 年）8 月、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター（京都 SARA）」を開設。
- ⑤平成 27 年（2015 年）10 月、若者や女性、高齢者、障がいのある方など、府民全員参加により、「京都の未来を拓く人をつくる」等を基本目標とした「京都府地域創生戦略～京都流地域創生～」を策定し、平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間で、新しい交流の中で持続可能で魅力と活力のある地域を作り上げる文化創生のための施策を推進することとしています。
- ⑥平成 28 年（2016 年）3 月、女性活躍推進法に基づく「京都女性活躍応援計画」（対象期間：平成 28 年度から 38 年度までの 10 年間）を策定し、平成 27 年（2015 年）3 月に開催した第 1 回輝く女性応援京都会議において採択された行動宣言（※）の具体化を図る事としています。
 - ※「行動宣言」
 - 1 自主的な行動計画の策定推進
 - 2 積極的な人材発掘・能力開発・登用等の推進
 - 3 「働き方改革」の推進による環境づくり
 - 4 起業・創業の推進
- ⑦平成 28 年（2016 年）「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）」策定後の社会情勢の変化に対応し、国の「第 4 次男女共同参画基本計画」との整合性にも配慮して「KYO のあけぼのプラン（第 3 次）後期施策」を策定し、令和 2 年度（2020 年度）末まで、

この「後期施策」に基づく取り組みを実施しています。

- ⑧平成 29 年（2017 年）8 月「京都ウィメンズベースアカデミー」開設。また、「輝く女性応援会議（地域会議）」設置。
- ⑨平成 29 年（2017 年）11 月、ストーカーに特化した相談機関として、「京都ストーカー相談支援センター（KSCC）」を開設。
- ⑩平成 31 年（2019 年）3 月、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第 4 次）」を策定。被害者に対する様々な支援・相談の実施を推進することとしました。

(4)井手町での取組

- ①井手町では、これまで平成 23 年（2011 年）3 月に策定した第 4 次井手町総合計画第 6 章、「ふれ合いつながるまちをつくる」 第 1 節 人権尊重 の中で位置づけ、男女共同参社会の形成に向けて、「男女平等・共同参画の促進」「女性の自立と社会参加を進める環境づくり」を取組課題として総合的かつ積極的な取組を推進してきました。
- ②平成 28 年（2016 年）3 月には、女性活躍推進法に基づく「井手町特定事業主行動計画」を策定し、本町では組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行いました。その上で、男女別職員の育児休業取得率や育児参加のための休暇取得率等の目標などを設定し、各休暇制度を取得しやすい職場の環境整備の醸成などに取り組むことを決定しました。
- ③また、平成 29 年（2017 年）3 月に策定しました第 2 次井手町人権教育・啓発推進計画の中では、特に女性の人権問題として項を起し、実施された井手町での意識調査と京都府での意識調査を比較しながら、介護についての性別役割分担意識は薄らぎつつあるが、女性の就労に関しては役割分担意識が未だに根強く残っているという課題を明らかにしながら、社会の様々な分野における女性の参画や能力発揮が進むよう、男女の人権が尊重される社会の実現に向け、引き続き、あらゆる分野において男女共同参画を推進する取組が必要であるとして事業を推進していくことを明確にしました。
- ④令和 3 年度（2021 年度）よりスタートする第 5 次井手町総合計画基本構想の、基本目標 2「多世代がふれあう生き生きしたまちをつくろう」の【基本方針】（人権の尊重）の中の「家庭や学校、職場、地域などあらゆる場で、男女が共に参画する社会の形成を図ります」という項目、基本目標 4「安心と安らぎのまちを守ろう」の【基本方針】（防災・地域安全）の項目での対策作成過程における女性の参画、基本目標 5「多様な働き方ができる魅力あるまちをつくろう」の、地域共生力を活かした新たな雇用の場づくり等、より具体的に明確にして取り組んでいくための計画として、「井手町男女共同参画プラン」「井手町男女共同参画計画・井手町DV対策基本計画」を策定し、施策を推進していくことになりました。